

# 病後児保育

## 「あっぷる」のごあんない



### 病後児保育…？

お子さまの病気やケガの**回復期**に施設で一時的に保育を行うサービスです。



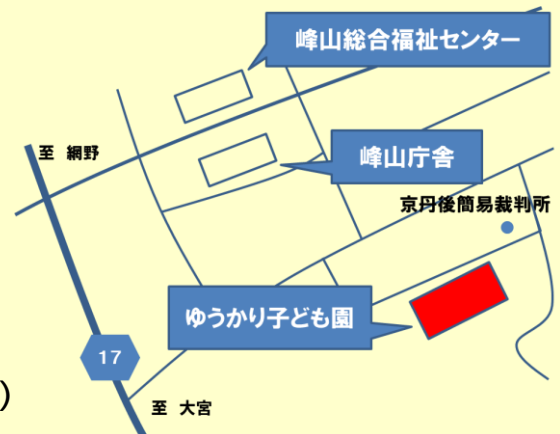
### 何才の子が対象？

生後**6**か月から  
小学**6**年生までのお子さま



### どこですの？

**ゆうかり子ども園内**  
(病後児保育専用保育室)  
京丹後市峰山町杉谷283番地(☎62-0343)



- ◆利用の対象者:京丹後市に居住し、病気やケガの回復期にある満6か月以上の乳児、幼児  
または小学校に就学している児童
  - ◆利用時間:午前8時から午後6時まで ※連続する5日以内までご利用いただけます。
  - ◆利用できない日:土曜日、日曜日および祝祭日、12月29日から翌年の1月3日まで
  - ◆定員:1日6人まで ※定員を超える場合はご利用できません。
  - ◆利用料金: 1日 2,000円、4時間以下 1,000円  
※生活保護世帯等については、減免が受けられます。お申し込みの際にお申し出ください。  
○別途、食費300円/日、おやつ代 3歳未満 200円/日・3歳以上 100円/日
  - ◆その他:利用時に、お子様の病状にあわせてご用意いただくものがあります。  
(コップ、タオル、着替え等。)
- 詳しくは、ゆうかり子ども園(☎62-0343)にお問い合わせください。



### <利用にあたっての注意事項>

- ・利用施設への送迎は、保護者が行ってください。
- ・利用料は、利用施設へお支払いください。
- ・薬の服用を依頼される場合は、薬剤情報提供書(くすりの説明書)を提出してください。
- ・児童の症状が急激に悪化する緊急時には、保護者の同意を得たうえで、医療機関での受診、治療、処置が行われることがあります。なお、その際に発生する実費は保護者が負担します。
- ・実施施設は、細心の注意を払って事業を実施しますが、万一、病後児保育室内で利用児童同士の感染が起こった場合、京丹後市及び実施施設は責任を負いません。
- ・登録や利用申請において京丹後市が知り得た情報は、病後児保育事業の実施の範囲において、実施施設に提供されることがあります。また、必要に応じて医療機関に提供されることがあります。



## お申し込みの手順

①事前に医療機関で診察を受けます。



②利用希望日の前日午後6時までにゆうかり子ども園へ電話で仮予約をしてください。



④受け入れ可能な場合、お子様をお預かりします。



③利用当日、ゆうかり子ども園でお子様の状態を確認します。



※医療機関を受診された際の薬剤情報提供書(くすりの説明書)などをお持ちください。

※緊急の場合、当日の朝でも、ご相談に応じます。

当日お申し込みの場合、ゆうかり子ども園で申込み書に記入をお願いします。

○お申込みは、子育て支援課で、緊急の場合はゆうかり子ども園でも受け付けできます。

○「京丹後市病後児保育事業利用申請書」は市のHPからダウンロードできるほか、子育て支援課およびゆうかり子ども園に配架しています。

病後児ホームページ



お問い合わせ：京丹後市こども部 子育て支援課 ☎0772-69-0370